

「社会的養護の下に育つ子供たちへの支援のあり方について」【仮題】  
—子供の視点に立った養育支援の実現に向けて—

東京都における社会的養護の現状と課題・あり方

※●は重点事項

(1)生活環境の保障

<現状>

- 施設の入所状況⇒児童養護施設、乳児院ともに高い入所率で推移
- 家庭的養護（里親、ファミリーホーム、グループホーム）は31.2%（H25年度末）
- 児童養護施設の定員の73%が小規模グループケア・グループホーム（H25.11）

<検証結果> 小規模グループケア及びグループホーム

- 児童の生活が落ち着いた等、児童への効果があると回答した施設は、39施設で91%
- 児童一人ひとりにきめ細やかなケアができるといった、職員のモチベーションが大きいと回答した施設は、31施設で72%

<課題>

- 約半数の区市町村において、地域の社会的養護の拠点となる児童養護施設がない
- 養育家庭の登録家庭数の伸び悩み
- 社会福祉法人によるファミリーホームの開設はゼロ

<提言内容>

- (1)社会的養護を必要とする子供の生活の場の確保
  - 大都市圏の社会的養護のニーズの確保、施設の小規模ケア化、グループホームの整備
    - 施設不在地域における家庭（的）養護の整備
- (2)家庭的な環境での養育の推進
  - 家庭養護（里親、ファミリーホーム）委託の一層の推進
    - ・制度の社会的認知度の向上、フレンドホーム制度の変更による登録家庭数の増
    - ・支援の強化（委託継続困難事例の減少）
    - ・児童本人、支援者に対する里親制度の理解
  - ファミリーホームの設置促進

(2)施設・支援者の質の向上

<現状>

- 情緒的・行動上の問題を有する児童の増加
- 専門機能強化児童養護施設39施設（H25年度）
- 各法人等により、研修の実施・参加状況にバラつきがある

<検証結果> 専門機能強化型養護施設

- 施設内での児童の安定や自立促進につながった、ケア技術等の助言・指導等により直接処遇職員の個別的ケア能力が向上したと回答した施設は、37施設で97%
- 非常勤医師や治療指導職員を配置したことにより、児童に対するケアへの効果は大きいと答えた施設は9割超
  - ・非常勤医師の配置効果あり → 38施設100%
  - ・治療指導職員の配置効果あり → 35施設92%

<課題>

- 子供一人ひとりの状況にあわせた個別的・専門的ケアの提供
- 施設等の養育の質及び専門性の更なる向上
- 施設職員の人材確保・定着が困難

<提言内容>

- (1)専門的な支援の充実
  - すべての児童養護施設・乳児院において、専門的な養育機能を強化
- (2)人材育成と定着支援の強化
  - 計画的な人材育成（各施設における人材育成総合計画を策定とポートフォリオの活用）
  - 施設における養育力の水準保障、研修の義務化
  - 人材確保・定着の取組
    - ・資質向上研修事業を活用した実習生への対応
    - ・離職防止には、施設の中で育成システムが重要

(3)家庭復帰に向けた関係機関との連携した取組

<現状>

- 家族再統合のための援助事業（平成14年度～）
- 家庭復帰支援員の配置（平成15年度）
- 児童養護施設等に「家庭支援専門相談員」の配置
  - ⇒ 24年度から配置を義務化

<課題>

- 家族再統合には親支援が重要であるが、支援策が限定的
- 家庭復帰をより一層進めるためには
  - ⇒児童相談所と施設の役割分担が必要

<提言内容>

- (1)家族の再統合に向けた支援
  - 親支援や関係者との連携をより充実するための体制強化
  - 児童相談所の親支援プログラムの一層の活用
  - 子供の状態や親の家庭状況等に関して、関係者間での十分な情報共有
- (2)母子生活支援施設の活用
  - 区市町村の子育て支援策と社会的養護の推進

(4)施設退所後の継続した自立生活に対する支援

<現状>

- 大学等の進学率は19.6%（H23年度）都における同進学率は65.2%
- 中途退学理由1位は、「アルバイトとの両立ができなかった」（45.2%）
- 自立支援コーディネーターの配置52施設（H25年度）
- ジョブトレーナーの配置6施設（H25年度）

<課題>

- 社会的養護の子供は、経済的・精神的に不利な面が多い
- 学力不足等から、希望した進路の選択が困難な場合も多い
- 退所後も経済的・精神的な不安定から離職や中途退学している

<提言内容>

- (1)自立した生活を継続的に送れるための支援
  - すべての児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置
  - 生い立ちの整理など、自分の状況について理解できるような支援
  - 施設における退所児童の自立のための機能整備及び都による取組支援 ⇒ 生活する場の提供
- (2)自立援助ホームの一層の活用
  - すべての自立援助ホームにジョブ・トレーナーの配置

(5)社会的養護を必要な子供の適切な一時保護

<現状>

- 一時保護所 設置数：6か所 定員：192名
- 平均保護日数：40.1日（H24年度）

<課題>

- 虐待等の相談件数増とともに、一時保護件数も増加
- 一時保護児童の保護日数も増加

<提言内容>

- (1)一時保護所（委託）における支援の強化
  - 外部評価を導入するなどにより、児童処遇の一層の向上を図る
  - 児童の施設不適応を未然に防止するために、治療指導課を含む児童相談所と施設との十分な連携
- (2)地域の子育て支援の充実
  - 地域におけるショートステイの一層の活用